

<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>四の二 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。</p> <p>四の三 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>第一節 事業活動における環境への負荷の低減</p> <p>(都内温室効果ガス排出状況の公表)</p> <p>第五条の二 知事は、毎年、都内における温室効果ガスの総排出量の状況を公表するものとする。</p> <p>(事業者等との連携及び情報提供)</p> <p>第五条の三 知事は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>第一節 事業活動における環境への負荷の低減</p>
---	--

報の提供その他の措置を講じるものとする。

(地球温暖化対策指針の作成)

第五条の四 知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2| 地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3| 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第五条の五 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

2| 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備に努めなければならない。

3| 温室効果ガス排出事業者は、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための対策の推進について、協力するよう努めなければならない。

(排出概況確認書の作成等)

第五条の六 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）として規則で定めるも

のを設置し、又は管理している温室効果ガス排出事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、毎年度、前年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の概況を記載した書面（以下「排出概況確認書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第七条の二第一項の排出状況報告書、第七条の三第一項の中間報告書又は第七条の五第一項の結果報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第六条 前条の規定により排出概況確認書を提出し、又は第七条の五第一項の規定により結果報告書を提出した地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況並びに規則で定める計画期間（以下この節において「計画期間」という。）における温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）の案を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用し、事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により行う地球温暖化対策計画書の案の作成に協力しなければならない。

3 地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき作成した地球温暖化対策計画書の案を、規則

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第六条 温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第一条第四項の温室効果ガスの排出をいう。以下同じ。）の量が相当程度多い事業所として規則で定められるのを設置し、又は管理している者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を、知事が定める地球温暖化対策計画書の作成に関する指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

3 国及び地方公共団体の事務及び事業については、地球温暖化対策計画書の作成を行うことを要しない。

で定めるところにより、知事に提出することができる。

4| 知事は、第一項又は前項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した事業者（以下「計画書案提出事業者」という。）に対し、当該地球温暖化対策計画書の案の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

5| 前項の規定による指導又は助言を受けた計画書案提出事業者は、地球温暖化対策計画書の案について、当該指導又は助言の内容を勘案して検討を加え、地球温暖化対策計画書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

6| 知事は、第一項又は第三項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の案の内容について指導及び助言をする必要がないと認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を計画書案提出事業者に通知するものとする。この場合においては、当該地球温暖化対策計画書の案を前項の地球温暖化対策計画書とみなし、第一項又は第三項の規定による提出を前項の規定による提出とみなす。

（地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進）

第七条 地球温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進するものとする。

2| 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により推進す

（地球温暖化の対策の推進）

第七条 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

る地球温暖化の対策について、協力するものとする。

(排出状況報告書の作成等)

第七条の二 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書を提出した年度(以下「開始年度」という。)(の翌年度から計画期間の終了する年度まで、毎年度、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化の対策の進ちよく状況を記載した報告書(以下「排出状況報告書」という。)(を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、次条第一項の中間報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

21 第六条第二項の規定は、前項の規定による排出状況報告書の作成について準用する。

(中間年度における地球温暖化対策計画書の見直し)

第七条の三 計画書提出事業者は、計画期間の中間年度として規則で定める年度に、開始年度から中間年度の前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書(以下「中間報告書」という。)(を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

21 第六条第二項の規定は、前項の中間報告書の作成について準用する。

3| 知事は、中間報告書を提出した計画書提出事業者に対し、当該中間報告書の内容を勘案し、地球温暖化対策計画書の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

4| 中間報告書を提出した計画書提出事業者は、地球温暖化の対策の一層の推進を図るため、次に掲げる事項を勘案して、地球温暖化対策計画書の内容について必要な見直しを行うものとする。

一 中間報告書の内容

二 前項の規定による指導又は助言（当該指導又は助言を受けたときに限る。）

5| 第七条第二項の規定は、前項の規定により見直しが行われた地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進について準用する。

6| 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書の内容のうち、規則で定める事項について変更をしたときは、当該変更後の地球温暖化対策計画書を、中間報告書の提出後、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（計画の中上）

第七条の四 事業活動の縮小若しくは廃止により温室効果ガスの排出の量が相当程度少なくなった者又は事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更された者として規則で定める計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書の内容に関し、中止を申請することができる。

きる。

2| 知事は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請を承認することができる。

3| 知事は、前項の規定による承認をしたときは、第一項の規定による申請をした計画書提出事業者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

4| 前項の規定による通知を受けた計画書提出事業者は、当該通知の日以降、第一項の規定により中止を申請した地球温暖化対策計画書に係る排出状況報告書及び中間報告書の提出を要しない。

(結果報告書の作成等)

第七条の五 計画書提出事業者は、計画期間の終了の日又は前条第三項の規定による通知を受けた日から規則で定める日まで、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書(以下「結果報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2| 第六条第二項の規定は、前項の規定による結果報告書の作成について準用する。

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の公表等)

第八条 地球温暖化対策事業者は、第六条第一項の規定により、地球温暖化対策計画書の提出をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

- 一 第五条の六の排出概況確認書
 - 二 第六条第五項の地球温暖化対策計画書（同条第六項の規定により地球温暖化対策計画書とみなされた地球温暖化対策計画書の案を含む。）
 - 三 第七条の二第二項の排出状況報告書
 - 四 第七条の三第二項の中間報告書
 - 五 第七条の三第六項の規定による提出に係る変更後の地球温暖化対策計画書
 - 六 前条第一項の結果報告書
- 2| 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- （地球温暖化対策計画書等の評価）
- 第八条の二 知事は、前条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる書面の提出があったときは、その内容について、地球温暖化対策指針に基づき、評価するものとする。
 - 2| 知事は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を計画書提出事業者に通知するものとする。
 - 3| 知事は、第一項の規定による評価において、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める計画書提出事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

2| 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づいて行った地球温暖化の対策の結果について、規則で定めるところにより、知事に提出し、及び公表しなければならない。

4| 知事は、中間報告書又は結果報告書の内容に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める計画書提出事業者について、表彰することができる。

(指導及び助言)

第八条の三 知事は、計画書提出事業者の地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして不十分であると認めるときは、当該計画書提出事業者に対し、地球温暖化の対策の推進のための措置に係る事項について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第九条 知事は、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第五条の六又は第六条第一項の規定による提出をしなかったとき。

二 第六条第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項若しくは第六項又は第七条の五第一項の規定による提出をしなかったとき。

三 第八条第一項の規定による公表をしなかったとき。

四 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ

(勧告)

第九条 知事は、地球温暖化対策事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地球温暖化対策事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第六条第一項又は前条第二項の規定による提出をしなかったとき。

二 前条第一項又は第二項の規定による公表をしなかったとき。

地球温暖化対策指針に照らして、地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

2| 知事は、前項第四号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第六章 雑則

第二百五十一条及び第二百五十二条（現行のとおり）

（立入調査）

第二百五十二条 知事は、第六条第四項、第七条の三第二項、第七条の四第二項、第八条の二第一項及び第四項、第八条の三、第九条第一項並びに第二百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者の同意を得て、その設置し、又は管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況について調査させることができる。

2| 知事は、第二十四条及び第二十五条並びに第二百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。

3| 知事は、第二十五条の六及び第二十五条の七並びに第二百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所

第六章 雑則

第二百五十一条及び第二百五十二条（略）

（立入調査）

第二百五十二条 知事は、第二十四条及び第二十五条並びに第二百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主の同意を得て、特定建築物に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置の実施状況について調査させることができる。

に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

4| 前二項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売受託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。

第百五十四条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定エネルギー供給事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定建築主、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 (現行のとおり)

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第九条第一項、第九条の七、第十七条、第二十五条、第二十五条の七、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2から4まで (現行のとおり)

2| 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定建築主その他の関係人に提示しなければならない。

第百五十四条 (略)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地球温暖化対策事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定建築主又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 (略)

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第九条、第十七条、第二十五条、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2から4まで (略)

第四百五十七條 (現行のとおり)

第七章 (現行のとおり)

第四百五十七條 (略)

第七章 (略)